（記載上の注意）
1　［略］
2　計算関係書類が当該相互会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見（当該意見が次の⑴から⑶までに掲げる意見である場合にあっては、それぞれ当該⑴から⑶までに定める事項）を記載すること。
⑴　無限定適正意見
　監査の対象となった計算関係書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨
⑵　除外事項を付した限定付適正意見
　監査の対象となった計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨、除外事項並びに除外事項を付した限定付適正意見とした理由
⑶　［略］
3　［略］
4　継続企業の前提に関する注記に係る事項を記載すること。
5　次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項を記載すること。
［削る。］
⑴～⑶　［略］

別紙様式第１号の５（第17条の７関係）

（日本産業規格Ａ４）

会　計　監　査　報　告　書

年　月　日

少額短期保険株式会社

御中

事務所名

公認会計士　氏　名　　印

（自　署）

（記載上の注意）
1　［略］
2　計算関係書類が当該株式会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見（当該意見が次の⑴から⑶までに掲げる意見である場合にあっては、それぞれ当該⑴から⑶までに定める事項）を記載すること。
⑴　無限定適正意見
　監査の対象となった計算関係書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

（記載上の注意）
1　［同左］
2　計算関係書類が相互株式会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見（当該意見が次の⑴から⑶までに掲げる意見である場合にあっては、それぞれ当該⑴から⑶までに定める事項）を記載すること。
⑴　無限定適正意見
　監査の対象となった計算関係書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨
⑵　除外事項を付した限定付適正意見
　監査の対象となった計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項
⑶　［同左］
3　［同左］
［加える。］
4　［同左］
⑴　継続企業の前提に関する注記に係る事項
⑵～⑷　［同左］

別紙様式第１号の５（第17条の７関係）

（日本産業規格Ａ４）

会　計　監　査　報　告　書

年　月　日

少額短期保険株式会社

御中

事務所名

公認会計士　氏　名　　印

（自　署）

（記載上の注意）
1　［同左］
2　計算関係書類が当該株式会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見（当該意見が次の⑴から⑶までに掲げる意見である場合にあっては、それぞれ当該⑴から⑶までに定める事項）を記載すること。
⑴　無限定適正意見
　監査の対象となった計算関係書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨